FAX送信方向

家庭用常備薬申込書

三重県公立学校職員互助会

208　04641000-1

※商品未着等によりお電話を差し上げることがあります。連絡の取りやすい番号を記入してください。

日中連絡先	携帯・勤務先	（　　）　　－

住所	〒　　－ 都道府県		
カナ(必須) 名前	様	送付先電話番号 （　　）　　－	会員ＩＤ －　　－

販売会社用QR

品名	商品No.	数量	金額
記入例 明治うがい薬	2 1	1	5 0 0
商品の「商品No.」「数量」「金額」の数字は、右詰めで記入欄に記入してください。			

申込金額	円
送料（4,000円以上送料無料）	440円・無料（どちらかに○を付けてください）
合計金額	円

※申込みの際は、記入漏れがないか今一度確認してください。
※宅配にて発送しますので、確実に受け取りできる住所を記入してください。
※品名欄と商品No.欄の記入内容が一致しない場合は、品名欄に記入された商品で申込みを受付します。
※数量欄と金額欄の記入内容が一致しない場合は、数量欄に記入された数量で申込みを受付します。

※FAX受付時、裏面送付・途切れ・その他不鮮明などにより受付できない場合がありますので、予めご了承ください。

申込方法 FAX 0800-919-0335

株式会社セルメスタ

1 店舗の管理及び運営に関する事項

許可区分	店舗販売業
店舗販売業者名称	株式会社セルメスタ 久喜店（許可番号:第210880号）
店舗販売業許可証記載事項	店舗所在地:埼玉県久喜市下早見1662 1階 有効期間:平成26年3月5日～平成32年3月4日
店舗管理者名	塩田 昌恵
取扱医薬品区分	指定第2類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品
当該店舗に勤務する薬剤師又は登録販売者	塩田昌恵（薬剤師 医薬品販売全般業務） 遠藤淳一（登録販売者 医薬品販売全般業務）
当該店舗勤務者の名札等による区別	【薬剤師】【登録販売者】と記した名札を着用
営業時間・相談応需時間	月曜日～金曜日 9:00～17:15（土日祝日 年末年始を除く） ※営業時間外での相談応需はしておりません
相談時・緊急時連絡先	TEL:03-3626-6555（フリーダイヤル 0120-107-701） FAX:03-3626-6551

2 医薬品の販売制度に関する事項

医薬品に関する定義及び解説

要指導医薬品	薬剤師による対面販売が義務付けられている医薬品
第1類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずる恐れがあり、厚生労働大臣が指定するもの。医薬品として承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの
第2類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずる恐れがあり、厚生労働大臣が指定するもの（第1類医薬品を除く）
第3類医薬品	第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品

医薬品の表示に関する解説
医薬品本体、各商品の外箱、外装に、それぞれの区分が表記されております

医薬品情報提供・指導に関する解説

要指導医薬品	薬剤師により購入者が使用者本人である事を確認の上、対面且つ書面を用いた情報提供を行います
第1類医薬品	薬剤師により、書面を用いた情報提供を行います
第2類医薬品	薬剤師又は登録販売者により、必要な情報を提供するよう努めます
第3類医薬品	要望に応じて必要な情報提供を行います

要指導医薬品の陳列に関する解説
一般用医薬品と混在しないよう区別し、購入者が直接触れられないよう陳列します

指定第2類医薬品に関する解説

表記・陳列	【第②類医薬品】等と表示されており、当店舗内では、医薬品情報提供カウンターから7m以内の範囲に陳列します
注意事項	小児や妊婦に重篤な副作用が出る可能性があります。詳しくは当店舗の薬剤師か登録販売者にお問い合わせください

医薬品の陳列に関する解説
医薬品のリスク区分ごとに分類し、陳列します

医薬品による健康被害救済制度に関する解説
病院、診療所で処方された医薬品や薬局等で購入した医薬品を適正に使用したのにも関わらず発生した副作用で、入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害について救済給付を行う制度です（独）医薬品医療機器総合機構（TEL:0120-149-931）

個人情報取扱	お客様の個人情報は、医薬品の安全性確保及び商品の確実なお届けの為に使用するもので、それ以外の目的には使用しません （プライバシーマーク登録番号:第10530004（05）号）
その他必要事項	所轄保健所:幸手保健所生活衛生・薬事担当（TEL:0480-42-1101）

3 特定販売に関わる事項

店舗の主要外観写真

医薬品陳列状況を示す写真

現在勤務している薬剤師・登録販売	薬剤師:塩田 昌恵 登録販売者:遠藤 淳一
開店時間と特定販売を行う時間	月曜日～金曜日 9:00～17:15 （土日祝日 年末年始を除く） ※特定販売のみを行う時間はありません
特定販売を行う医薬品の使用期限	医薬品については原則、使用期限1年以上の商品を販売致します

指定第2類医薬品について

指定第2類医薬品とは、小児や妊婦、高齢者、病院で治療を受けている方等、服用者の状態によって重篤な副作用を生じる可能性があるとして、厚生労働大臣が指定する医薬品です。使用上の注意をよく読み正しくお使いください。又、ご質問やご相談については、お問い合わせ先までご連絡ください。当店舗の薬剤師又は登録販売者が対応致します。